

# 教育委員会提出議案

## 第17号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について  
上記の議案を提出する。

令和4年4月26日

豊島区教育委員会教育長 金子智雄

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について  
幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年豊島区条例第9号）の一部を改正  
するため、別紙のとおり総務部人事課に立案請求の依頼をする。

（説明）

統一交渉に基づき、教員特殊業務手当の上限額を改正するため。

4 豊教指発第 号  
令和 4 年 4 月 日

人事課長事務取扱総務部参事  
木山 弓子 様

豊島区教育委員会事務局  
指導課長 丸山 順子

条例の一部改正について

標記の件について、下記のとおり立案請求を依頼いたします。

記

- 1 条例名  
幼稚園教育職員の給与に関する条例
- 2 立案請求理由  
統一交渉に基づき、教員特殊業務手当の上限額を改正するため。
- 3 改正概要  
条例第 15 条第 3 項中「6, 400 円」を「16, 000 円」に改める。
- 4 立案上の問題点  
(課題) 遡及適用と予算措置について  
(方針) 対象となる手当については既存の手当であり、東京都の条例改正に合わせるために遡及適用をする。予算については人事課予算を流用することで対応をお願いいたします。
- 5 区議会付議の時期  
令和 4 年第 2 回定例会
- 6 施行年月日  
公布の日  
※ 遡及適用の附則あり

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年条例第9号）の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（特殊勤務手当）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき6,400円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>4～5 （略）</p>	<p>（特殊勤務手当）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき16,000円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>4～5 （略）</p> <p><b>附 則</b> <b>（施行期日等）</b></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第3項の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。</p> <p><b>（教員特殊業務手当の内払い）</b></p> <p>3 改正後の条例第15条第3項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。</p>